

トライパーティ担保管理サービスへの対応に伴う
「CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い」等の一部改正について

I. 改正趣旨

当社のCDS清算業務において、清算参加者の担保事務の負荷軽減や担保の効率利用を目的としてトライパーティ担保管理サービスへの対応を行うことに伴い、CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い等について別紙のとおり所要の改正を行います。

II. 改正概要

1. トライパーティ担保管理サービスへの対応

- ・ 担保事務の負荷軽減や担保の効率利用を目的に、代用有価証券の預託及び管理方法として、トライパーティ担保管理サービスを用いる方法を追加します。
- ・ トライパーティ担保管理サービスにより預託された代用有価証券についてはコラテラル手数料の対象外とします。

2. その他

- ・ その他、所要の改正を行います。

(備 考)

- ・ CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い第17条第1項等
- ・ CDS清算業務に係る手数料に関する規則第5条の2第2項

III. 施行日

2026年10月5日以後の当社が定める日から施行します。

以 上

CDS 清算業務に関する業務方法書の取扱い等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. CDS 清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	1
2. CDS 清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	5

C D S 清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
(代用有価証券) 第 1 7 条 業務方法書第 7 条第 1 項に規定する当社が定める代用有価証券の代用価格は、別表 1 の「代用有価証券の種類」欄に掲げる有価証券の種類に応じて、同表の「時価」欄に掲げる時価に、同表の「時価に乗すべき率」欄の値を乗じた額(委託当初証拠金の代用有価証券の代用価格にあっては、当該額を超えない範囲内で受託清算参加者及び清算委託者が合意する額)とする。<u>ただし、次項第 2 号の 2 に規定する方法により預託される代用有価証券の代用価格は、トライパーティ担保管理サービスにおいて用いられる時価に、同表の「時価に乗すべき率」欄の値を乗じた額とする。</u> 2 業務方法書第 7 条第 2 項に規定する代用有価証券の預託の方法その他代用有価証券に関する事項は、次に定めるとおりとする。 (1) (略) (2) アメリカ合衆国財務省証券の預託方法その他の取扱い a 清算参加者は、代用有価証券としてアメリカ合衆国財務省証券(以下「財務省証券」という。)を当社に<u>預託しようとする場合</u>(清算委託者の代理人として預託する場合を含む。)には、あらかじめ当社が通知により定めるところにより同意を得るものとする。 b 清算参加者は、<u>前 a の規定に基づき財務省証券を当社に預託する場合</u>(清算委託者の代理人として預託する場合を含む。)には、<u>預託しようとする財務省証券について、当社が指定する銀行に設けられた当社名義の口座に振替を行うものとし、当社が通知により定めるところにより、その旨を当社に申告するものとする。</u>この場合における口座振替(同一銀行内の口座振替である場合を除く。)は、アメリカ合衆国の F	(代用有価証券) 第 1 7 条 業務方法書第 7 条第 1 項に規定する当社が定める代用有価証券の代用価格は、別表 1 の「代用有価証券の種類」欄に掲げる有価証券の種類に応じて、同表の「時価」欄に掲げる時価に、同表の「時価に乗すべき率」欄の値を乗じた額(委託当初証拠金の代用有価証券の代用価格にあっては、当該額を超えない範囲内で受託清算参加者及び清算委託者が合意する額)とする。 2 業務方法書第 7 条第 2 項に規定する代用有価証券の預託の方法その他代用有価証券に関する事項は、次に定めるとおりとする。 (1) (略) (2) アメリカ合衆国財務省証券の預託方法その他の取扱い a 清算参加者は、代用有価証券としてアメリカ合衆国財務省証券(以下「財務省証券」という。)を当社に<u>預託する場合</u>(清算委託者の代理人として預託する場合を含む。)には、<u>預託の都度</u>、あらかじめ当社が通知により定めるところにより同意を得るものとする。 b 清算参加者は、<u>前号の規定に基づき財務省証券を当社に預託する場合</u>(清算委託者の代理人として預託する場合を含む。)には、<u>預託しようとする財務省証券について、アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市に所在する銀行に設けられた当社名義の口座に、差入日の前日のアメリカ合衆国東部時間の午後 2 時までに振替を行うものとし、当該口座振替を行う日の午後 4 時までに、その旨を当社に通知するも</u>

Federal Reserve Communications System
を通じて行うものとする。

- c 清算参加者は、代用有価証券として預託している財務省証券の返戻を求める場合（清算委託者の代理人として返戻を求める場合を含む。）には、当社が通知により定めるところにより、その旨を当社に申告するものとする。
- d 清算委託者が代用有価証券として財務省証券を受託清算参加者に交付し、又は預託する場合には、当社が通知により定めるところにより、受託清算参加者が指定する口座への振替により当該交付又は預託を行うものとする。
- e 清算参加者は、当社が定める事項を記載した書面を当社に提出し、あらかじめ当社の承認を得た場合には、上記 a から c までに規定する財務省証券の預託及び返戻を、代理人を通じて行い、受けることができる。この場合において、当該預託及び返戻は、当該代理人名義の口座を通じて行うこととする。

(2) の 2 トライパーティ担保管理サービスを 用いた代用有価証券の預託方法

清算参加者は、トライパーティ担保管理サービス（当社が公示により指定する会社（以下「トライパーティ担保管理サービス提供会社」という。）が提供するものに限る。以下同じ。）を用いて代用有価証券を預託する場合には、トライパーティ担保管理サービス提供会社に開設された当社名義の口座に対する振替により行うものとし、当社が通知により定めるところにより、その旨を当社に申告するものとする。

のとする。この場合における口座振替（同一銀行内の口座振替である場合を除く。）は、アメリカ合衆国の Federal Reserve Communications Systemを通じて行うものとする。

- c 清算参加者は、代用有価証券として預託している財務省証券の返戻を求める場合（清算委託者の代理人として返戻を求める場合を含む。）には、当該返戻を受けようとする日の午前 11 時までに、その旨を当社に通知するものとする。
- d 清算委託者が代用有価証券として財務省証券を受託清算参加者に交付し、又は預託する場合には、受託清算参加者から当社への預託時限（差入日の前日のアメリカ合衆国東部時間の午後 2 時）までの受託清算参加者が指定する時刻までに、受託清算参加者が指定する口座への振替により当該交付又は預託を行うものとする。
- e 清算参加者は、当社が定める事項を記載した書面を当社に提出し、あらかじめ当社の承認を得た場合には、上記 a から c に規定する財務省証券の預託及び返戻を、代理人を通じて行い、受けることができる。この場合において、当該預託及び返戻は、当該代理人名義の口座を通じて行うこととする。

（新設）

(3)・(4) (略)

(清算預託金の管理)

第52条の2 業務方法書第88条に規定する当社が定める方法は、次の各号に掲げる清算預託金（清算委託者が預託した当初証拠金を除く。）の資産区分に応じて、当該各号に定める方法とする。

(1) (略)

(2) 国債証券

次に掲げる方法により当社の固有財産とは分別して保管し、清算参加者ごとに、清算預託金の種類に区分して帳簿により管理する。

a・b (略)

c トライパーティ担保管理サービス提供会社に開設された当社名義の口座への記録

(3) 財務省証券

次に掲げる方法により当社の固有財産、他の清算業務に係る預かり資産及び清算委託者の当初証拠金とは分別して保管し、清算参加者ごとに、清算預託金の種類に区分して帳簿により管理する。

a 当社が指定する銀行に開設された当社名義の口座への記録

b (略)

c トライパーティ担保管理サービス提供会社に開設された当社名義の口座への記録

2 清算委託者の当初証拠金に係る業務方法書第88条に規定する当社が定める方法は、次の各号に掲げる清算委託者の当初証拠金の資産区分に応じて、当該各号に定める方法とする。

(1)・(2) (略)

(3) 財務省証券

次に掲げる方法により当社の固有財産、他の清算業務に係る預かり資産及び清算参加者が預託した清算預託金とは分別して保管

(3)・(4) (略)

(清算預託金の管理)

第52条の2 業務方法書第88条に規定する当社が定める方法は、次の各号に掲げる清算預託金（清算委託者が預託した当初証拠金を除く。）の資産区分に応じて、当該各号に定める方法とする。

(1) (略)

(2) 国債証券

次に掲げる方法により当社の固有財産とは分別して保管し、清算参加者ごとに、清算預託金の種類に区分して帳簿により管理する。

a・b (略)

(新設)

(3) 財務省証券

次に掲げる方法により当社の固有財産、他の清算業務に係る預かり資産及び清算委託者の当初証拠金とは分別して保管し、清算参加者ごとに、清算預託金の種類に区分して帳簿により管理する。

a アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市に所在する銀行に開設された当社名義の口座への記録

b (略)

(新設)

2 清算委託者の当初証拠金に係る業務方法書第88条に規定する当社が定める方法は、次の各号に掲げる清算委託者の当初証拠金の資産区分に応じて、当該各号に定める方法とする。

(1)・(2) (略)

(3) 財務省証券

次に掲げる方法により当社の固有財産、他の清算業務に係る預かり資産及び清算参加者が預託した清算預託金とは分別して保管

し、清算委託者ごとに区分して帳簿により管理する。 a <u>当社が指定する銀行に開設された当社名義の口座への記録</u> b (略) 3～5 (略) 付 則 この改正規定は、令和8年10月5日以後の当社が定める日から施行する。	し、清算委託者ごとに区分して帳簿により管理する。 a <u>アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市に所在する銀行に開設された当社名義の口座への記録</u> b (略) 3～5 (略)
---	---

CDS 清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(コラテラル手数料) 第5条の2 (略) 2 各清算参加者の各月のコラテラル手数料は、次の各号に掲げる費用を合計した額とする。 (1) 国債証券の管理に係る費用 次の算式により算出される額 (各清算参加者が国債証券(CDS 清算業務に関する業務方法書の取扱い第52条の2第1項第2号b及び同条第2項第2号bに規定する方法により管理されているものに限る。)により当社に預託している清算基金等の額面金額の合計額を、各月において平均した額) × (当該各月の日数) / 365 × 0.50 / 10,000 (2) 米国財務省証券の管理に係る費用 次のaからcまでに掲げる算式により算出される額の合計額 a (各清算参加者が米国財務省証券(CDS 清算業務に関する業務方法書の取扱い第52条の2第1項第3号b及び同条第2項第3号bに規定する方法により管理されているものに限る。以下本号において同じ。)により当社に預託している清算基金等の額面金額(当社が公示により定めるところにより円換算した額をいう。)の合計額を、各月において平均した額) × (当該各月の日数) / 365 × 0.50 / 10,000 b・c (略) (3)・(4) (略) 付 則 この改正規定は、令和8年10月5日以後の当社が定める日から施行する。	(コラテラル手数料) 第5条の2 (略) 2 各清算参加者の各月のコラテラル手数料は、次の各号に掲げる費用を合計した額とする。 (1) 国債証券の管理に係る費用 次の算式により算出される額 (各清算参加者が国債証券により当社に預託している清算基金等の額面金額の合計額を、各月において平均した額) × (当該各月の日数) / 365 × 0.50 / 10,000 (2) 米国財務省証券の管理に係る費用 次のaからcまでに掲げる算式により算出される額の合計額 a (各清算参加者が米国財務省証券により当社に預託している清算基金等の額面金額(当社が公示により定めるところにより円換算した額をいう。)の合計額を、各月において平均した額) × (当該各月の日数) / 365 × 0.50 / 10,000 b・c (略) (3)・(4) (略)